

表1 低所得世帯率と捕捉率、先行研究との比較

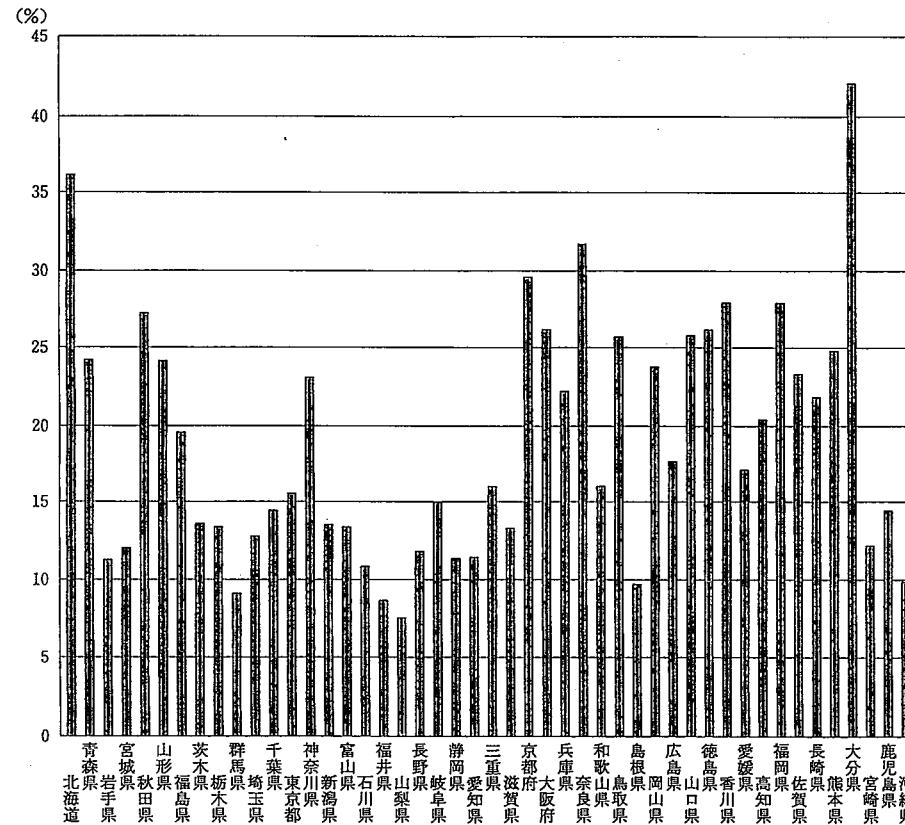
	低所得世帯率					捕捉率 本推計	
	本推計	星野	山田	小川	曾原		
1984	8.7				7.14	16.1	24.3
1989	3.03	4.15	4.9			16.5	54.8
1994	8.4		3.7	14.3		15.0	16.9
1999	7.7						19.6

注 先行研究とは、なるべく近い時点と比較している。山田の3.7%は1995年、小川は1995年、曾原は1982年、和田・木村の15%は1993年である。各推計については中川(2002)を参考せよ。

生活費を推計した。所得（これには年金はか社会保険給付を含む）から生活保護で定められる勤労控除・基礎控除、推計所得税、社会保険を差し引き、生活保護で認められる認定所得として計算し、最低生活費が認定収入を下回る世帯を低所得者世帯とした。さらに、抽出調整係数でのウエイト付けを行い、低所得者世帯率を推計した。またこうして推計した低所得世帯について、金融資産や耐久消費財の保有状況などを把握し、ストック面からも低所得者世帯を特定するようにした。

結果は、表1に示したようになつた。低所得世帯の比率についてこれまでの他の研究と比較すると最も高い推計と最も低い推計の中間にあらう。低所得者世帯率を分子にしてその比率を生活保護制度の捕捉率とすると、一九九九年で二〇%程度と府県別に比較した。また、都道府県別に比較率を都道府県別に比較した。

図1 都道府県別捕捉率



はじめに——失業の深刻化とセーフティネットの役割

長期化する景気後退のなか、雇用環境の悪化により八月の完全失業者数（労働力調査）は三百六十万人を超えた。さらに非自発的失業者が自発的失業者を上回り、また一年以上の長期失業者も最近五年間で倍増し、百万人を超えて、雇用状況は悪化深刻化する一方である。

一方、セーフティネットについては、被用者にとっての最初のネットである雇用保険・失業給付の受給者は百十万人程度にすぎない。総務省統計局が本年四月、五月に行った「就業希望状況調査」によると、受給終了や受給資格を満たさないなどの理由によって雇用保険・失業給付を受けていない人は二百五十五万人に達している。つまり、最初のセーフティネットである雇用保険は、網の目は細かいが、カバーしている範囲は狭いという現状にある。雇用保険のセーフティネットの下に、生活保護という最後

のセーフティネットがある。生活保護受給者数は、二〇〇二年四月で百十九万人、保護率は九・四%（人口ベース）と雇用悪化に対応して上昇により八月の完全失業者数（労働力調査）は三百六十万人を超えた。さらに非自発的失業者が自発的失業者を上回り、また一年以上の長期失業者も最近五年間で倍増し、百万人を超えて、雇用状況は悪化深刻化する一方である。

一方、セーフティネットについて、被用者にとっての最初のネットである雇用保険・失業給付を受けていない人は二百五十五万人に達している。つまり、最初のセーフティネットである雇用保険は、網の目は細かいが、カバーしている範囲は狭いという現状にある。雇用保険のセーフティネットの下に、生活保護という最後

のセーフティネットがある。生活保護受給者数

は、きわめて低いと推計されている。

世帯の割合は捕捉率といわれるが、先行研究で

は、きわめて低いと推計されている。

今後、デフレ下で、構造改革が進められると、

一層失業率が上昇する可能性が高い。たとえば、

第一生命経済研究所やみずほ証券は二〇〇三年

の失業率を六・八%と推計している。こうした

なか、最後のセーフティネットである生活保護

が十分機能しなければ、国民の生活不安は高ま

り、消費はさらに萎縮し、景気後退の悪循環は

止まらなくなる。セーフティネットの拡充・再

構築は不可欠であるが、まず、セーフティネットの現状と低所得世帯の現状の把握は不可欠で

あるう。筆者は、昨年末より一九八四年、一九八九年、一九九四年、一九九九年の四時点の全

国消費実態調査のデータを使って、生活保護水

準を下回る低所得世帯に関する検証を行ってお

り、本稿はその一部を紹介するものである。

東洋大学助教授 駒村 康平

## セーフティネットの再構築 ——低所得者世帯の状況——



## 第8回「保護の要件等の在り方について」参考資料

布川日佐史

要件の在り方を検討する前提として、現在の貧困率（低所得世帯率）と捕捉率について、一定の意見交換が不可欠かと思い、参考資料を提出させていただきます。

この駒村康平東洋大学助教授の論文は、厚生労働省の委託で連合総研がおこなった「勤労者の賃金、資産形成のあり方等に関する調査」の研究成果の一部であり、これを発展させた詳しい内容は、駒村(2003)「低所得世帯の推計と生活保護」(『三田商学研究』46巻3号)にまとめられています。

この論文に述べられていますように、貧困世帯（低所得世帯）の把握や捕捉率の推計には一定の蓄積がありますが、貧困世帯(低所得世帯)の定義や使用したデータの違いから、推計結果に差が出ています。駒村推計は、他の研究と比較すると中間の値を示しています。

ここでいう「低所得世帯」とは、生活保護制度が定める最低生活費の方が、認定収入よりも高い世帯であり、「低所得世帯率」とは、その世帯が全世帯に占める割合です。

「捕捉率」とは、生活保護制度が捕捉している低所得世帯の割合です。

最低生活費=生活扶助基準（居宅一類+居宅二類+各種加算）

認定所得 =年間所得-推計年間所得税-年間社会保険料-各種控除

推計結果：

低所得世帯率： 7.7% (一般世帯 4.84%、単身世帯 17.59%)

捕捉率 (=生活保護世帯率/低所得世帯率) : 19.6%

ただし、「フロ一面(収入)では低所得世帯であっても、十分な資産を保有している場合、生活保護の対象にはならない」(P.26 下段) のであって、捕捉率の低さが、漏給率の高さとイコールなわけではありません。

駒村(2003)は、ストック面でのチェックも行っています(次ページ図表参照)。

「通貨性預貯金の保有については、制限がある。実際には、運用での弾力性があるが、本研究では、A 1ヶ月の最低生活費の1/2、B 1カ年の最低生活費の1/2 という2つの基準によって、低所得世帯のどの程度が金融資産によるチェックを受けることになるか、推計した。

基準Aは1999年の一般世帯の場合、平均8万円程度であり、このような厳しい資産条件をつけるとほとんどの低所得世帯が、生活保護の条件を満たさなくなる(表7)」(P.118-119)

以上はあくまで一つの推計結果の紹介ですが、こうした推計から、駒村氏も言うように、「生活保護の水準」、「金融資産・耐久消費財の保有」、「地域間捕捉率格差」など、生活保護制度の在り方の検討課題につながる多様な問題が明らかになってきます。

いずれにしても、私としましては、今後、低所得世帯（貧困世帯）の実態を把握し、そのどこまでを生活保護で捕捉していくのかという捕捉率引き上げの数値目標を設定し、要件も見直していくことが生活保護制度の在り方を考えるうえでの一つの課題になるかと思います。

なお、生活保護制度はまさに最後のセーフティネットですから、「保護の要件を満たすのに受給していない人」を把握し、漏給率を引き下げるよう努めなければなりません。今後こうした漏給調査も必要かと思います。

表4 推計低所得世帯率

	1984	1989	1994	1999
一般世帯	2.23%	1.94%	4.25%	4.84%
単身世帯	13.20%	7.79%	25.31%	17.59%
計	8.70%	3.03%	8.40%	7.70%

表3 使用した最低生活費の平均値(年)

	一般世帯平均 最低生活費額	単身世帯平均 最低生活費額	参考(標準3人 世帯の生活扶助, 1級地1)
1984	1,735,125円	721,830.7円	1,372,080円
1989	1,838,882円	837,973.2円	1,637,328円
1994	1,780,897円	860,138.5円	1,868,604円
1999	1,948,112円	994,339円	1,965,672円

表7 一般世帯金融資産の条件

	1984	1989	1994	1999
低所得世帯のうちAの資産基準を満たす世帯の割合	4.40%	12.04%	12.34%	2.84%
低所得世帯のうちBの資産基準を満たす世帯の割合	15.23%	47.66%	40.99%	22.53%
BからAに条件を変えても残る低所得世帯割合 A/B	28.91%	25.25%	30.11%	12.59%

表8 住居形態別低所得世帯率(一般世帯)

	1984	1989	1994	1999
持ち家	7.43%	1.68%	3.75%	3.72%
その他名義持ち家				6.74%
民営設備専用	5.31%	3.07%	6.22%	7.80%
民間設備兼用	10.59%	2.41%	14.91%	5.62%
公営	15.71%	5.04%	11.30%	17.18%
公団	13.99%	1.29%	3.37%	5.74%
給与住宅	4.73%	0.37%	1.25%	1.51%
借間	2.01%	7.99%	8.06%	13.71%
借り上げ			0.19%	

表9 ローン有無別の低所得世帯率(一般世帯)

	1994	1999
ローンなし	5.39%	6.21%
ローンあり	2.00%	2.04%

図11 都道府県別広義の低所得世帯率

